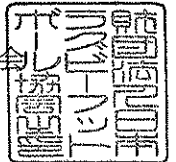


日ラグ協発第 337 号
平成 23 年 9 月 10 日

関東ラグビーフットボール協会
会長 志賀 英一 様
関西ラグビーフットボール協会
会長 川勝 主一郎 様
九州ラグビーフットボール協会
会長 徳田 昇 様

(財)日本ラグビーフットボール協会
専務理事 矢部 達三



IRB 脳震盪ガイドライン和訳掲載について(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、この度、IRB 脳震盪ガイドラインの和訳が完了し、HP 上に掲載いたしましたのでここにご連絡申し上げます。

<http://www.rugby-japan.jp/about/committee/safe/concussion2011/guideline.html>

都道府県協会の関連委員会を通じて、傘下チームに周知徹底いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 脳震盪について

脳震盪については次のウェブサイトを参考にしてください。

http://www.rugby-japan.jp/laws/2011/1107_concussion.html

<http://www.rugby-japan.jp/about/committee/safe/concussion2011/guideline.html>

(1) 発生時の報告

試合中に脳震盪／脳震盪の疑いにて退場した選手が出た場合には、下記に記した報告義務者各々が、その試合が大会であれば大会本部あるいはその大会を主管する実行委員会、支部協会のいずれかに所定の内容を報告して下さい。高校生の場合は、各都道府県の高体連ラグビー専門委員長宛て報告して下さい。

最終的に支部協会が一括管理しとりまとめ地域協会に報告してください。

① 報告義務者

- A. 退場者が出たチームのチーム責任者
- B. 当該試合のレフリース
- C. 当該試合のマッチドクター

② 報告内容

報告義務者Aは以下の全て、B、Cは以下の 1) 2) についてわかる範囲で報告して下さい。

- 1) 年月日、大会名、対戦チーム名
- 2) 受傷選手の所属チーム名、選手名、学年、年齢、ポジション
- 3) 受傷時の状況（タックルした時、された時など簡単に）
- 4) 退場後の処理（指示した内容や救急車などで病院に搬送した場合には搬送先の病院など）

③ 報告方法

- 1) 報告義務者Aは脳震盪／脳震盪の疑い報告書にてEメールまたはFAXで報告する。
- 2) 報告義務者B、Cは協会からの派遣依頼用紙の返信用はがきの空白部に脳震盪／脳震盪の疑いが発生したこととその受傷選手名を記載し返信する。また、速やかに脳震盪／脳震盪の疑い報告書にわかる範囲で記入しEメールまたはFAXで報告する。
- 3) 脳震盪／脳震盪の疑い報告書は次のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.rugby-japan.jp/about/committee/safe/concussion2011/report.html>

- ④ 練習中や練習試合中に起きた場合には、そのチーム責任者またはコーチの判断に委ねることになりますが、指導者は脳震盪／脳震盪の疑いの場合には、必ず医師の診察を受け支部協会に試合の際と同様に報告して下さい。脳震盪のみならず脳震盪の疑いの場合にも必ず報告するようにして下さい。

(2) 復帰時の報告

脳震盪／脳震盪の疑いと診断された選手は、必ず「段階的競技復帰プロトコル（GRTP）」に従って復帰することになります。

報告義務者は、チーム責任者です。報告義務者は支部協会に所定の内容を報告して下さい。高校生の場合は、各都道府県の高体連ラグビー専門委員長宛て報告して下さい。

復帰についてのプロセス及び段階的競技復帰の証明書（3通）は、次のウェブサイトを参考にしてください。

http://www.rugby-japan.jp/laws/2011/1107_concussion.html